

第35回高崎市農業委員会総会議事録

1 開催日時 令和8年5月7日（木）午後1時30分から午後3時24分まで

2 開催場所 高崎市役所17階 172会議室

3 出席委員（22人）

1番	清水 静 枝	2番	中 村 滋
4番	浦恩城 由 子	5番	佐 藤 勲
6番	寺 崎 正 親	7番	今 井 隆
8番	須 田 直 子	9番	大 野 俊 彦
10番	信 澤 健 治	12番	山 田 孝 夫
14番	戸 塚 英 子	15番	塚 越 勤
16番	永 井 保 伸	17番	石 川 大 輔
18番	川 野 健 一	19番	福 田 敬 一
20番	西 山 康 雄	21番	反 保 勉
22番	飯 野 利 貞	23番	新 井 元
24番	設 楽 明 志	25番	金 井 政 明

4 欠席委員（3人）

3番	箱 田 裕 史	11番	中 沢 幸 子
13番	天 田 晃		

5 職務のため出席した事務局職員

事務局長	井 上 忠 夫
係長	渡 邊 喬 丈
係長	矢 端 ひろみ
係長	矢 島 賢 一
主任主事	引 田 めぐみ
主事	森 田 千 理
主事	八 戸 萌 花
主事補	茂 木 開 斗

6 職務のため出席した農政課職員

主事	岩 井 啓 太
----	---------

7 議事日程及び付議事項

- 日程第1 議事録署名委員の指名及び書記の任命について
- 日程第2 議案第1号 農地法の規定による許可処分の取消について
- 日程第3 議案第2号 農地法の規定による許可後の計画変更申請について
- 日程第4 議案第3号 農地法第3条の規定による許可申請について
- 日程第5 議案第4号 農地法第4条の規定による許可申請について
- 日程第6 議案第5号 農地法第5条の規定による許可申請について
- 日程第7 議案第6号 農用地利用集積等促進計画の要請について
- 日程第8 報告第1号 農地法第4条第1項第7号の規定による転用届出受理について
- 日程第9 報告第2号 農地法第5条第1項第6号の規定による転用届出受理について
- 日程第10 報告第3号 農地法第18条第6項の規定による通知について
- 日程第11 報告第4号 農地法第4条及び第5条の規定による転用許可専決処分について

◎開 会

午後 1 時 3 0 分 開会

◎開会の宣告

○事務局長（井上忠夫） 皆さん、こんにちは。定刻となりましたので第35回農業委員会総会を始めさせていただきます。

まず初めに、今井会長よりご挨拶をいただきます。

お願いします。

○会長（今井 隆） （挨拶）

○事務局長 ありがとうございます。

それでは、この後の議事進行につきましては、今井会長よりお願いしたいと思います。

今井会長、お願いします。

○会長 それでは、ただいまから第35回農業委員会総会を開催いたします。

まず初めに、委員の出席状況を報告させていただきます。今日は、欠席者は議席番号3番、箱田裕史委員、また11番、中沢幸子委員、そして13番、天田晃委員から欠席との連絡がございました。ということで、本日の出席委員は、全員25名のところ22名であり、過半数を超えておりますので、総会は成立しております。

以上、諸般の報告を終わりました。続いて、議事録署名委員の指名並びに書記の任命に入ります。

それでは、私のほうから議事録署名委員を指名してもよろしいでしょうか。

○全員 異議なし。

○会長 それでは、議席番号12番、山田孝夫委員並びに16番、永井保伸委員の両名を指名いたします。

なお、書記の任命については、事務局の矢端係長を任命いたしますので、よろしくお願い申し上げます。

それでは、これより議事進行に入ります。

発言される場合は、挙手の上、議席番号と氏名を述べてから発言のほどをお願いいたします。

それでは、早速、議案に入ります。

議案第1号 農地法の規定による許可処分の取消について。

農地法の規定による許可処分の取消についての申請が、次のとおりあったので審議を求めます。

それでは、事務局、説明をお願いします。

○事務局

議案第1号 農地法の規定による許可処分の取消について。

1番 当初許可の内容につきましては、農地法第5条許可、契約の内容は売買、転用の目的は一般住宅でございまして、令和6年8月22日許可、高農委指令第1159号でございました。取消しを願う理由につきましては、建築計画がなくなったためとのことでございます。

2 番 当初許可の内容につきましては、農地法第 5 条許可、契約の内容は売買、転用の目的は一般住宅でございまして、令和 7 年10月22日許可、高農委指令第1262号でございました。取消しを願ひ出る理由につきましては、売買契約解消のためとのことでございます。

3 番 当初許可の内容につきましては、農地法第 5 条許可、契約の内容は売買、転用の目的は店舗併用住宅でございまして、平成10年 2 月16日許可、高農委指令第2293号でございました。取消しを願ひ出る理由につきましては、建築計画がなくなったためとのことでございます。

以上、農地法の規定による許可処分の取消についての案件は 3 件でございます。ご審議のほどよろしく願ひいたします。

○会長 取消しの申請 3 件ございまして、今事務局から説明がございました。

この件について、皆さんから何か質問等ございましたら願ひいたします。

質問がなければ承認することとしますけども、よろしいでしょうか。

○全員 異議なし。

○会長 それでは、承認することといたします。

続いて、議案第 2 号 農地法の規定による許可後の計画変更申請についてです。

農地法の規定による許可後の計画変更申請が、次のとおりあったので審議を求めます。

それでは、事務局、説明をお願いします。

○事務局

議案第 2 号 農地法の規定による許可後の計画変更申請について。

1 番 当初許可の内容につきましては、農地法第 5 条許可、契約内容は賃貸借、転用目的は支柱を立てて営農を継続する太陽光発電設備設置用地でございまして、令和 5 年 5 月22日許可、高農委指令第1106号でございました。変更の理由につきましては、パネル配置の変更により支柱本数の変更が生じたためとのことでございます。なお、関連案件といたしまして、計画変更後の 3 条許可申請議案書11ページ議案第 3 号ナンバー19及び支柱部分一時転用の 5 条許可申請議案書19ページ議案第 5 号ナンバー 1 が提出されております。

2 番 当初許可の内容につきましては、農地法第 5 条許可、契約内容は不明、転用目的は一般住宅でございまして、昭和58年10月19日許可、群馬県指令西農第1823号でございました。変更の理由につきましては、建築計画がなくなったためとのことでございます。なお、関連案件といたしまして、計画変更後の 5 条許可申請議案書27ページ議案第 5 号ナンバー35が提出されております。

以上、農地法の規定による許可後の計画変更申請一括案件は 2 件でございます。ご審議のほどよろしく願ひいたします。

○会長 はい。許可のね、変更申請ということで 2 件の説明がございました。

それでは皆さんから、何か質問がございましたら願ひします。なお、ナンバー 1 は 5 条のところでね、細かい質疑応答は行いたいと思います。2 番ね、庭用地っていうんだけど、庭用地っていう

のは課税っていうのはどういうんだろう、宅地と同じなの。同じ。大変だよ、固定資産税がね。

何か皆さんありますか。

よろしければ承認しますけれども、よろしいでしょうか。

○全員 異議なし。

○会長 それでは、承認いたします。

それでは、議案第3号に移ります。

議案第3号 農地法第3条の規定による許可申請について。

農地の所有権を移転し、またはその他の権利を設定、もしくは移転しようとする農地法第3条の規定による許可申請が次のとおりあったので、審議を求めます。

ナンバー1からナンバー2については新規就農案件となっております。それでは、事務局、ナンバー1の説明をお願いします。

○事務局

議案第3号 農地法第3条の規定による許可申請について。

1番 契約内容は売買、新規就農にあたり申請地を買い受けて耕作したいという申請でございます。

それでは、詳細な営農計画につきましては、農業振興担当より説明させていただきます。

○事務局 それでは、事前にお配りさせていただいた高崎市農業委員会新規就農者リストを御覧ください。

リストのナンバー1、営農類型は、露地野菜。農地約52アールを購入し、営農を開始します。譲受人につきましては、令和8年4月13日に就農相談会を実施いたしまして、農業委員会からは福田敬一農業委員、福田文雄推進委員が出席し、譲受人から提出された営農計画書を基に質疑応答等を行い、継続的に営農が行えるかなどの確認を行いました。

それでは、1ページ目を御覧ください。まず、1の就農の動機です。以前より農作物の栽培に興味があり、機会があれば農業を始めようと思っていました。経営している法人を縮小することや耕作に適した取得可能な農地が見つかったこともあり、就農したいと考えました。

次に、2の将来の農業経営の構想でございますが、ナス、ネギを中心に四季折々の野菜を栽培していきたいです。収穫した野菜は、法人の顧客に恩返しの意味も含めて還元します。生産作物が商品規格に適合できるようになったときには、農産物直売所へ出荷していきたいです。将来はブルーベリーの観光農園で、地域活性にも協力できればと考えています。

3の職歴及び農業経験でございますが、産廃処分業者の子会社である農業法人に設立当初から関わっており、農作業の経験はありますが、わからないこともあるため、その際は、同法人より技術指導など受けられる体制は整っております。

続きまして、2ページ目の営農計画書です。長年、作付けしていなかった農地のため、1年目

は作付けをせずに土壌改良に充てます。作付けについては、ナスを主軸に、ネギも作付けします。知り合いの近隣農家が体調を崩して、農業を引退することになり、使っていた機械類を譲り受けられることになったため、必要な農機具は無償で揃えることができました。

続きまして、5ページの位置図です。太線で囲んだ箇所が今回借りる農地となります。

農作業計画書等については、以上となります。

なお、本件につきましては、別添「農地法第3条調査書」1ページのとおり、農地法第3条第2項各号には該当しないため、許可要件の全てを満たしていると考えられますことをご報告いたします。

以上、簡単ではございますが、説明を終わります。ご審議のほど、よろしくお願いいたします。

○会長 はい、ただいまね、ナンバー1の説明がございました。

続いて、就農相談会に出席した福田委員からご報告をお願いします。

○19番福田委員 議席番号19福田です。農地法第3条許可申請、審議No. 1について、過日、行われました就農相談会での内容について、ご報告いたします。なお、当日は譲受人に対し、事務局職員とともに以下のとおり聞き取りを行いました。

質問1 農地を取得するのにあたり、ご自身が耕作できなくなった時のことなどを家族と話しましたか。

回答 家族と話し合いは済んでいます。あと数年で息子が勤務している会社から一線を引いて、農業に従事する意向を示しているため、借地ではなく、農地取得を選びました。

質問2 取得予定の農地まで自宅から遠くありませんか。

回答 井野町の自宅から車で15分程度の距離ですので、営農に支障をきたす距離ではありません。農機具の保管については、北側農地が不整形地なので、耕作できないスペースに単管パイプを組んで保管しようと考えています。

質問3 規模拡大は考えていますか。

回答 作業受託を受けて取得予定の農地を耕運していたところ、近隣住民より声を掛けられたのですが、長らく荒れていた農地が綺麗になったことに喜んでもらいました。周辺には荒れている農地も多いので、経営が安定してくれば、地域貢献も兼ねて、近隣の農地を取得して整備・耕作したいです。

以上のような、質疑応答がありました。

また、事務局の説明にあったとおり、営農計画についても適切であり、就農後も効率的な営農が見込まれることをご報告させていただきます。

○会長 はい、ご苦労様でした。報告がございました。

これより審議に入ります。皆さんから何か気づいた点、これはこういう風にしたら良いんじゃないかという、色んなね、ご意見ございましたらお願いします。

新規就農者と言っても年齢的にあれですよ。

○19番福田委員 78歳です。

○会長 78歳。この年で新規就農だって、まだやる気があるんだね。これナスするとなると、これだけのナスを直売所に出荷する。直売所これだけ出したらどうなる。

○19番 福田委員 最初からそれだけで行けるかどうかは、ちょっと難しいとこですけどね。

○会長 だけど順調に行けばこれ、直売所だけじゃとってもあれだよ。どっか違うとこ考えないと。

ま、順調に取れるようになればまた、出荷先をね、考えてもらわないと。うん。まあナスとネギか。就農の日数てのは結構150日とか、このぐらいかね。本業でやってればそんなに休めないやな。あれ、ナスっていうのは土曜に収穫するの、市場日曜日休みなんだけど。

○23番新井委員 取るのは毎日。

○会長 じゃあ保冷库入れとくん。

○23番新井委員 いや、ナスは保冷库は駄目。色が変わっちゃうんです。

○会長 じゃあもいで土曜のはそのまま置いといて。

○23番新井委員 私が出してる農協は、土曜出荷もあるんだいね。ピークになってくると7月から10月の上旬まで休み無し。で、出荷。

○会長 そうかい。じゃあ1日お休みは無いや。

○23番新井委員 休み無しですよ。

○会長 付き合いが出来なくなるって言うんだ、最盛期は。そんな話を聞くんだけど。大変だよ、ナスはね。一反当たりの収益は上がるけど、その分苦労するんだよね。

○23番新井委員 23番新井なんですけど、あの52アールあって25アール作付けなんで、残ったところはどのような活用するのかなって。

○会長 そうだね。じゃあ事務局。

○事務局 連作障害を考えておりまして、作付けした所は翌年作付けしないという計画を立てたと。

○23番新井委員 ローテーションね。

○会長 ローテーションでするわけね。接木すれば大丈夫なんかい。

○23番新井委員 いや、2、3年で変えた方が。

○会長 変えた方が良いんか。じゃあそのたびに休ましといて、順繰りにいくわけでしょ。これあんまり形良くないね。なんでこんな形になってんだらうな。他んところは整備されたようだけど、ここだけ。

他にございますでしょうか。なければ許可としますけどよろしいでしょうか。

○全員 異議なし。

○会長 それでは、許可といたします。

それでは、続きまして、一括審議に移ります。

それでは、事務局、説明をお願いします。

3番 契約内容は贈与、農業経営拡大のため申請地を譲り受けて耕作したいという申請でございます。

4番 契約内容は売買、以前より耕作している申請地を買い受けて引き続き耕作したいという申請でございます。

5番 契約内容は売買、農業経営拡大のため申請地を買い受けて耕作したいという申請でございます。

6番 契約内容は贈与、農業経営拡大のため申請地を譲り受けて耕作したいという申請でございます。

7番 契約内容は売買、農業経営拡大のため申請地を買い受けて耕作したいという申請でございます。

8番 契約内容は売買、農業経営拡大のため申請地を買い受けて耕作したいという申請でございます。

9番 契約内容は売買、農業経営拡大のため申請地を買い受けて耕作したいという申請でございます。

10番 契約内容は売買、以前より耕作している申請地を買い受けて引き続き耕作したいという申請でございます。

11番 契約内容は売買、農業経営拡大のため申請地を買い受けて耕作したいという申請でございます。

12番 契約内容は贈与、農業経営拡大のため申請地を譲り受けて耕作したいという申請でございます。

13番 契約内容は売買、農業経営拡大のため申請地を買い受けて耕作したいという申請でございます。

14番 契約内容は交換、交換対象地が自宅から近いため譲渡人の要望に応じて協力したいという申請でございます。なお、関連案件といたしました、議案第3号ナンバー15が提出されております。

15番 契約内容は交換、効率的に農業を行うため申請地を取得して耕作したいという申請でございます。なお、関連案件といたしました、議案第3号ナンバー14が提出されております。

16番 契約内容は地役権、申請地の地中に天然ガス輸送管が埋設されており権利保全のため地役権を設定したいという申請でございます。

17番 契約内容は売買、農業経営拡大のため申請地を買い受けて耕作したいという申請でございます。

18番 契約内容は賃貸借、農業経営規模拡大のため申請地を借り受けて耕作したいという申請でございます。

19番 契約内容は地上権の設定、支柱を立てて営農を継続する太陽光発電設備設置のために地上権を設定したいという申請でございます。なお、こちらは一時転用の申請でございます、設定期間は、令和8年5月23日から令和9年5月22日までの1年間でございます。また、関連案件といたしまして、先にご審議いただきました計画変更申請議案第2号ナンバー1及び太陽光発電設備の支柱部分の一時転用の5条許可申請、議案書19ページ、議案第5号ナンバー1が提出されております。

20番 契約内容は売買、以前より耕作している申請地を買い受けて引き続き耕作したいという申請でございます。

21番 契約内容は贈与、申請地を母より譲り受けて引き続き耕作したいという申請でございます。

22番 契約内容は売買、農業経営拡大のため申請地を買い受けて耕作したいという申請でございます。

23番 契約内容は売買、所有農地に隣接する申請地を買い受けて効率的に耕作したいという申請でございます。

24番 契約内容は遺贈、亡き所有者の遺言に従い申請地を譲り受けて耕作したいという申請でございます。

25番 契約内容は遺贈、亡き所有者の遺言に従い申請地を譲り受けて耕作したいという申請でございます。

26番 契約内容は贈与、共同相続で取得した農地の持ち分を譲り受けて引き続き耕作したいという申請でございます。

27番 契約内容は贈与、自宅に隣接する申請地を譲り受けて耕作したいという申請でございます。

以上、農地法第3条の規定による許可申請一括案件は25件でございます。なお、この25件につきましては、別添「農地法第3条調査書」のとおり、農地法第3条第2項には該当しない、または、ただし書に該当するため、許可要件の全てを満たしているものと考えられますことをご報告いたします。

ご審議のほど、よろしくお願いいたします。

○会長 はい。ただ今ね、ナンバー3から27ですか、説明がございました。

それでは皆さんから何か質問ございましたらよろしくお願いいたします。

これもね、譲受人がいるから耕作放棄地にならずにね、これから耕作されるということなんですけど、この譲受人がみんな高齢で、農業者がいなくなったらどうなるのかね。農業がね、もっと活気づいて魅力のある職業になればね、農業者増えると思うんだけど。はいどうでしょう。金井委員。

○25番金井委員 25番の金井です。8ページですけど、7番、この北の方にある土地の面積なんですけど、26ってあるんですけど、自作地。2600平米ってことね、これね。

○事務局 はい。

○25番金井委員 それで、左から見るつつうと、まだ2900になってるんですけど、これはあれ何です

かね。

○事務局 7番に関しては、譲渡し人がお二方おりまして、今回の申請に係る2900平米全てがお一人というわけではなくて、お二人が譲渡し人になってました。

○25番金井委員 それとですね、11ページの営農型なんですけども、その前の許可後の変更申請ってところでね、書いてあるんですけども、パネル配置の変更により支柱本数が増えるためって理由なんですけど、パネル配置の変更により支柱本数が増えるってこれ意味が分からないんですけど。それと今後、一応1年間にしましたけど、どういう風に一応市の方で関わっているかってその辺を聞いたかったんですけど。

○事務局 パネルの配置の変更という部分につきましては、許可を受けた3年前の当初に実際に施工しようとしたところ、地形の具合ですとか、そういったところから当初予定していた通りの配置が出来ずにパネルの枚数ですとか支柱の本数が増えるようになって実際施工しているようなんですけども、そこがそのままになってしまっていたので、今回の更新に合わせて是正と言いますか、正しい現地状態で申請を上げ直してきたというような内容になっています。

で、1年の更新期間にした部分につきましては、当初からこちらが3年経って、2年目に1回カボチャを作付けしたようなんですけども、思うように収量が取れず、去年は緑肥を栽培して土壌改良に取り組んだっていう経緯がありまして、また1年経過を見るっていうようなことで北部の方でご助言いただきましたので、それを受けての期間の変更と言いますか、1年更新ということで今回総会に諮らせていただいているっていうところでございます。

○25番金井委員 パネルの配置の変更っていうのがあれですよ、太陽光発電の施設の変更ですよ。それによって下の方はですかね、農地の方の作物だとか、それに影響は出てくるんですかね。

○事務局 いや、当初から今の状態で配置がされているもので、今回変更するわけではなくて、当初のように設置してしまったまま来ていたのを今回変更という形で、後付けの是正と言いますか、そういったところでの申請になっております。なので、今回の更新にあたって改めて作物に影響が出るとかそういったことは無いものです。

○25番金井委員 基本的にはそれは農地法のあれなんで、農地をどのように使うかっていうのが主になるわけですね、太陽光よりも。だから太陽光施設の配置の変更によって農地の中から下の方の作物がこういうように変わるっていう話がなんかあるわけなんですか。

○事務局 今回、作物の変更は実際なくて、当初からカボチャの栽培の予定で、更新後もカボチャの栽培の予定になってます。

○25番金井委員 じゃあこの農地法の3条の許可変更っていうのは、太陽光の設備の変更だけなんですか。

○事務局 今回の3条の申請っていうのは、更新にあたって改めて地上権を設定するっていうものの申請ですね。

○25番金井委員 そうすると、パネル配置の変更によって下のやつが影響が出てこないような気がするんですけど。作物について、上のパネルの配置が変わったからって、下の方はあれじゃないですか。農作物について影響が出ないと私は思ったんですけども、何かが変わってあるんですか。

○事務局 今回変更っていうのが、作物を変更するっていうわけではなくて、実際のパネルの支柱の本数が当初許可を受けたものと変わっているんで、その本数の変更、後、その面積の変更っていうことで上がっているものになります。

○25番金井委員 この3.12平米っていうのも変わったってことなんですか。

○事務局 そうですね。

○25番金井委員 それでも変更しなくっちゃってことなんですか。たいした面積じゃないですけど。

○事務局 実際、現在の状況にあわせて、更新にあわせて是正と言いますか、そういったところで変更という申請で。

○25番金井委員 前がいくつだったんですか。

○事務局 3.20ぐらい。

○25番金井委員 0.1かわった位でも変更になるんですね。

○事務局 はい。許可を受けた内容と変わっているんで、今回変更っていうことで受け付けたものとなります。

○会長 はい、いいですか。他に。

それでは他に異議はなさそうなので許可としますけどもよろしいでしょうか。

○全員 異議なし。

○会長 はい、許可といたします。

それでは、続きまして、議案第4号 農地法第4条の規定による許可申請について。

農地を農地以外のものにするため、農地法第4条第1項の規定による許可申請が次のとおりあったので、審議を求めます。

それでは、事務局、説明をお願いします。

○事務局

議案第4号 農地法第4条の規定による許可申請について。

1番 自宅への進入路が狭く不便なため通路を拡幅したいという通路用地の申請でございまして、宅地と一体利用の申請でございます。

2番 貸家住宅として使用していた申請地が農地法上の許可を得ていないことが判明したため是正したいという貸家住宅の申請でございます。

3番 近隣の店舗等の駐車場が不足しているため申請地を整備し貸駐車場として使用したいという貸露天駐車場の申請でございます。

4番 駐車場が不足しているため申請地を整備し使用したいという露天駐車場の申請でございま

す。

5番 通路及び駐車場として使用している申請地が農地法上の許可を得ていないことが判明したため是正したいという通路用地及び露天駐車場の申請でございます。なお、こちらは用途指定区分がございまして、第1種中高層住居専用地域でございます。

6番 住宅敷地として使用している申請地が農地法上の許可を得ていないことが判明したため是正したいという一般住宅の申請でございます。

以上、農地法第4条の規定による許可申請一括案件は6件でございます。ご審議のほどよろしくお願いたします。

○会長 ただいまね、6件の説明がございました。何か質問等ございましたらお願いします。

はい、西山委員

○20番西山委員 20番の西山です。ちょっと2番で確認したいんですけど、これ申請者はオーナーさんですか。店子ってこと。中に住んでる。

○事務局 住んでないですね。

○20番西山委員 だから申請者は大家。

○事務局 そうです。

○20番西山委員 こういうの許可取らなくても貸家住宅なんだ。何年目だろ。出来たっつうことなんかい。

○事務局 かなり古いものになってきてまして、結局、地目が変わっていないってところから調べていくとこういうことだったんですけども、その中で許可の履歴がないっていうことも、見つからないってこともやはりあるんですね、古いものになってくると。

○20番西山委員 結構じゃ古いんだこれ。

○事務局 そうですね。

○会長 これ申請人本人じゃなくて、その上の代の時にしたのかどうかということだろう。

○20番西山委員 その前の代くらいなんか。貸家でも普通確認申請するだろう。

○事務局 古い建物になってくるので最近の建物ではもちろん無いんですよ。色々調べていく中で許可の履歴が見当たらないっていうところもありまして、ここでしっかり是正するような形で許可を取るということで申請に至ったっていう次第ですね。

○会長 この申請人はいくつぐらいなん、この人は。

○事務局 ちょっと年齢までは分からなくて、すみません。

○会長 はいはい。そういうことなんでね。こういう許可とってないっていうのが結構ありますよね。はい。

○22番飯野委員 22番飯野ですけど、6番も似たようなケースでだいぶ古いついていう話ちょっと聞いたんですけど、その辺を分かり易く説明いただけますか。

○事務局 6番はですね、申請者からお話があったんですけど、ここが土地改良事業で過去に転用した際に間違った所の番地のうでで転用してしまってたっていうその、土地改良事業による地番変更によって現在のこの土地が許可を得ていない地番っていうような状況になってしまったっていう、過去の昭和の時代の登記上のミスでこの許可になってしまっていたところなので、その状態を正しく直そうっていうような申請になります。

○22番飯野委員 色々相続なんかあった時に調べていたら、こんなだったっていう話はちょっと聞いたんですけど、そういう過去の時代時代に、ミスも含めて色々問題があるってこともこれからもそういうケースがもしかしたらあるかもしれないような気がしますけどね、この辺は。はい、結構です。

○20番西山委員 だけどころこういう場合は、本当は個人じゃなくてさ、お間違いの場合は役所が金を持つんじゃないかって。うちのも土地整理した時にさ、そういうのがあった時は組合が金持ってるから、個人に持たせないで。代が変わっちゃってるから、結局個人で。

○事務局 どうしてそうなったのかが今のところ不鮮明で理由が断定できないっていうのがありまして、もしかしたら本当に許可を取っていなかったかもしれないんですけども、今回は1つ自分の方で訂正するという事で申し入れがあったので、このまま申請っていう。

○会長 よく調べてみればあるかもしれないね。それで代が変われば分かんなくなるしね。じゃいいかな、西山委員

○20番西山委員 はい。

○会長 はい、どうでしょうか。他に異議がなければ許可相当としますが、よろしいでしょうか。

○全員 異議なし。

○会長 それでは、許可相当といたします。

続いて、議案第5号 農地法第5条の規定による許可申請について。

農地を農地以外のものにするため、その農地につき所有権を移転し、またはその他の権利を設定、もしくは移転しようとする農地法第5条第1項の規定による許可申請が次のとおりあったので、審議を求めます。

なお、ナンバー1につきましては事前調査案件になっております。

それでは事務局、説明をお願いします。

○事務局

議案第5号 農地法第5条の規定による許可申請について。

1番 契約内容は賃貸借、営農型発電の一時転用期間が満了するため更新したいという支柱を立てて営農を継続する太陽光発電設備施設用地の申請でございます。こちらは一時転用ですので、転用期間は令和8年5月23日から令和9年5月22日までの1年間でございます。なお、関連案件といたしまして、先にご審議いただいた計画変更申請、議案書5ページ、議案第2号、ナンバー1及び

議案書11ページ議案第3号、ナンバー19、3条の地上権設定が提出されております。

こちらの圃場は令和5年にパネルの下でカボチャを栽培する計画で許可を受けまして、今回は3年間の賃貸借期間が満了するため更新の申請となりました。

それでは別添の審議資料をご覧ください。1枚目は位置図でございます。図面左の赤で囲われている箇所が申請地でございます、近隣浄水場から西に約50メートルの場所に位置しております。

2枚目が案内図でございます。航空写真上の黄色で囲われている箇所が申請地でございます。申請地周辺の状況は農振農用地が広がる地域でございます、申請地も農振農用地の青地農地でございます。

3枚目が公図の写しでございます。申請地に隣接する土地につきましては、畑、公衆用道路でございます。

4枚目と5枚目が土地利用計画図と求積図でございます。更新の申請ですので、現地には本図面のとおり太陽光パネルが設置されております。支柱78本、パネルの枚数169枚、3.12平米の一時の用の許可申請でございます。

6枚目が太陽光パネルの立面図になっております。営農型発電用の支柱のため、最低地上高は2.1メートル、最高地上高は2.8メートルで3メートル間隔で設置されております。

7枚目からが営農計画書でございます。営農型発電設備の下部の農地面積1,098平米でカボチャを栽培する計画でございます。営農者の属性はア及びイの認定農業者になります。属性がイの認定農業者になりますので、許可期間は最長で10年間でございます。営農者の農作業経験ですが、農作業歴は14年になり、作付け作物に関しては14年の経験となっております。

裏面が栽培計画になります。カボチャを1,098平米作付けする計画になっております。営農に必要な農作業の期間ですが、カボチャを4月に定植、8月から9月に収穫とのことでございます。利用する農業機械ですが、トラクター2台と管理機を使用しているとのことでございます。農作業に従事する者ですが、常時6人体制であると伺っております。

続きまして下部の農地における単収見込みですが、地域の平均的な単収はカボチャは10アール当たり1,210キログラムとなっております、本申請地における単収見込みは10アール当たり968キログラムとなっており、80%の収量を見込んでいるとのことでございます。

営農への影響の見込みとして、生産に適した日照量の確保でございますが、ツルが広がり生育するため、営農型の下部でも十分な日照量が確保出来るとのことでございます。効率的な農作業の実施につきましては、支柱の高さ最低地上高2.1メートル、最高地上高2.8メートル、間隔3メートルとなっております、作業を効率的に行ううえでの通常必要となる空間の確保についても十分に確保しているとのことでございます。

必要な知見を有する者の意見書でございますが、カボチャはツル性の植物であり、圃場全体を覆うように生育するため、パネル下での栽培でも生育に支障はないとのことでございます。

以上、簡単ではございますが説明を終わらせていただきます。ご審議の程、よろしくお願いいたします。

○会長 はい、今ナンバー１の説明がありました。続いて調査報告ですけども、今回は第２班の調査となっております。ということで調査班長の飯野委員から報告をお願いします。

○22番飯野委員 はい。事前調査報告、第２班班長飯野利貞です。それでは農地法第５条許可申請審議ナンバー１について、申請人から聞き取りした調査結果について報告いたします。なお、当日は譲受法人の担当者３名の出席でした。

質問１ 常時６人体制で作業を行うとのことですが、外国人労働者の就農状況や現場の技術力はいかがですか。

回答 外国人のスタッフは真面目に作業に取り組んでいますが、言葉の壁があることに加え、農業技術の熟練度という点ではまだ研修が必要な段階です。また現状には農林大学等を卒業したような専門知識を持つ人材が少ないという課題もあります。

質問２ ３年の許可を取得後、今回が初めての更新ですが、これまでの３年間のかぼちゃの収穫状況はいかがですか。

回答 初年度パネルの設置工事後、作付けの時期を過ぎていたため土づくりを行いました。２年目はカボチャを作付けしましたが、工事の際に多くの虫が出て土壌状態が厳しかったことや収穫時期がずれて獣害等の被害にあってしまい、実績が目標を下回ってしまったため、３年目は緑肥等による土づくりを行いました。今年から改めてカボチャを作付けするために準備を進めています。

質問３ 現地を見ると大量の石が出ていますが、土壌改良についてどのような対策や肥料を取り入れていますか。

回答 マルチを貼る前に手のひら大の大きな石は出来る限り手作業で取り除き、圃場の脇に避けるなどの対応を取っています。また、豚糞などの一般的な肥料に加え自社で推奨している酵母菌などを活用した堆肥を使用しています。ソルゴーなどの緑肥をすき込む土壌改良も試みており、今後カボチャの栽培と平行して引き続き土壌改良に努めてまいります。

質問４ イノシシなどによる獣害被害があったとのことですが、現状のネットでは隙間が広く対策が不十分のように見受けられますが、対策はどのように考えていますか。

回答 防獣ネットが破損している箇所などから侵入された形跡があるため、ネットの修繕を早期に進め、いただいたアドバイスを参考に確実な獣害対策をしていく予定です。

以上のような質疑応答がありました。以上です。

○会長 ただいま調査班長から報告がございました。

それではこれより審議に入ります。皆さんから質問がございましたらお願いいたします。

はい、金井委員。

○25番金井委員 先ほどもちょっと質問したんですけども、あのこういう風に変更するって聞いて

るんですけども、市の方としてはどういう風に指導したり対応したりっていうか、その辺をちょっと聞きたかったんですけど。

○事務局 変更に関してというよりも今回更新ということで、1年間土づくりをした後でまたカボチャを作付けして栽培していくことになるんですけども、現地を見たところ土の状態は他の委員さんにも見ていただいて、悪くはないかなっていうところで、一旦作付けしてもらったうえで、しっかり作業してもらって、月に1回か2月に1回ぐらいは現地の写真を事務局の方に撮って送ってくださいということで伝えてありますので、そういった状況を随時確認しながら対応していきたいという風には考えております。以上です。

○22番飯野委員 今、事務局から説明があったんですけど、私どもは2班として現地を見て、まず目で目線で見て気が付くことは、こちらの回答にもあるように、手のひら大の石があるって書いてありますよね。まさにそれが現実なんです。で支柱の脇にずっと並べてあるんです、写真も撮ってあるけど。これって私に言わせると、私も十文字で榛名山系の黒土って言いますけど黒い土がほぼ1メートルくらいあるんで、これも松之沢とも地続きで同じようなんで。で、今回申請にあった3年の更新の、地続きでもやっぱり申請者の太陽光があるんですけど、その表面の土は元々の今私の感じているような黒土の土なんで、ここはこういう石があって、建築設置されて、設置するが速やかに行われて初年度が作れなかったってことで、さっき言うと計画申請もあったってことで4条もあったわけなんですけども、やっぱりここで、どうしても私も疑問に思って、なんでこういう石が、軽石とか色んな石が混ざっているわけなんで、それはあくまでも私の推測なんですけども、土の一時転用で今はないんですけども、前はずっとあったわけなんですけども、そっちと黒土抜いた後にその場からの土をよそから持ってきたわけですね。これがそれに当てはまると思うんです。元々無い土地にこういうような石があるということは、とても考えられない。それはやっぱりあの許可出してるんだけど、こないだも区長さんとも電話で話したんですけども、その完了届っていうんか出てると思うんですけども、それ見た場合には私農業者として、土は自分の畑の土はどういう土だったということはほとんどの人は承知してると思うんですけども、でもこれ売買とか賃貸借になった時には、個人はその事業者の人に任せてあるから何もやんなかったと思うんですよ。そういうような理屈になるような気がしてるんで、そういうことは見た感じで伝えたいと思いました。

○会長 今ね、飯野班長さんからお話ありました。これ所有者が委員の人だっけね。

○22番飯野委員 だいぶ前だけど。

○会長 ね。そんな話してましたよね。そんな時はこんなだったっけ。

○16番永井委員 普通に畑作ってました。

○会長 普通に畑だったよね。だから後から事業者が持ってきたんだよね。

○22番飯野委員 外部から持ってきた。それっきり考えられない、現場を見るとね。

○会長 どっから持ってきたんだか知らないけど、噴火した時の溶岩が固まった石なんだろう。

○22番飯野委員 そういのもあったり、色んな石がこう。

○会長 そこは盛土したんだろうけどね。したんだろう。

○22番飯野委員 今回の申請なんですけども、ずっと申請者が去年の9月からずっと続いているじゃないですか。全てがこういう形で問題になってて、先月もやっぱり石が混じってるとか、それでみんな作物が下部のは作れない。パネルは現在の既定の中での3メートル間隔、2.1メートルとか高さの。当時の申請としては基準が通ってるんでしょうけども、営農型ですから下部の農地が健全な土でないと8割は満たせないわけ。そのことが私どもこの委員会として私もこういう立場で率直に話してるわけなんですけども、その辺もう少し厳しくしても良いかと思います。

○会長 それでね、ここにも知見を有する者って知見者からアドバイス貰ってるんだろうけど、知見者も現場に行って土壌を見てそれで判断しないと、現場行かないでね、カボチャはこうにすれば良いんですよってやっぱりダメなんで、現場行ってよく見てもらいなさいってね。聞き取り調査の時言ったんですよ。やっぱり土壌が痩せてんだからね。

○22番飯野委員 今の知見者の話ですけど、今回の事前調査について、事務局の方で知見者さんの方にも問合せしてくれて立ち会ってくれて。都合が悪くて立ち会えなかったんですけども、後、私も感じているのが、この知見者の文言がいつも同じような文言なんです。ということは実情を現場を把握していないから、もう出来たやつのことをいつもこれだけしてることは、これって不自然な話ですよ。

○会長 だからね、知見者にも現地見てもらって、きちんとしたアドバイスをしてもらわないと。こういう土地をね毎回毎回こんなね、1年で更新だなんてね。審議するたって毎年じゃ大変だからね。そんなんでしてもらいましょう。

それじゃ年数ね、先ほど事務局から1年でとお話ありましたけれども、どうでしょう、皆さんの判断は。

一応こないだね、事前協議の時北部の方で、まあ1年という声は出たんですけども、それでよろしいでしょうかね。

○全員 はい

○会長 はい、それでは1年ということで決めたいと思います。はい、それでは許可いたします。ここで10分休憩してまた始めます。

休 憩

再 開

○会長 はい、じゃあ皆さんよろしいでしょうか。

それではこれから一括審議に入りますね。事務局、説明をお願いします。

2番 契約内容は売買、借家住まいをしているが自己用住宅を持ちたく申請地を買い受けて住宅

を建築したいという一般住宅の申請でございます。なお、関連案件としまして議案書3ページ、議案第1号ナンバー1が提出されております。

3番 契約内容は使用貸借、借家住まいをしているが自己用住宅を持ちたく申請地を借り受けて住宅を建築したいという一般住宅の申請でございます。

4番 契約内容は売買、隣接する土地で太陽光発電設備を運用しているが資材置場及び通路用地が不足しているため申請地を買い受けて使用したいという露天資材置場及び通路用地の申請でございます。

5番 契約内容は売買、借家住まいをしているが自己用住宅を持ちたく申請地を買い受けて住宅を建築したいという一般住宅の申請でございます。なお、関連案件としまして議案書3ページ、議案第1号ナンバー2が提出されております。

6番 契約内容は売買、不動産業を営んでいるが駐車場が不足しているため申請地を買い受けて使用したいという露天駐車場の申請でございます。

7番 契約内容は売買、借家住まいをしているが自己用住宅を持ちたく申請地を買い受けて住宅を建築したいという一般住宅の申請でございます。

8番 契約内容は売買、借家住まいをしているが自己用住宅を持ちたく申請地を買い受けて住宅を建築したいという一般住宅の申請でございます。

9番 契約内容は売買、社宅住まいをしているが自己用住宅を持ちたく申請地を買い受けて住宅を建築したいという一般住宅の申請でございます、宅地と一体利用の申請でございます。

10番 契約内容は売買、借家住まいをしているが自己用住宅を持ちたく申請地を買い受けて住宅を建築したいという一般住宅の申請でございます。

11番 契約内容は売買、バーベキュー施設を運営しているが従業員用駐車場が不足しているため申請地を買い受けて住宅を使用したいという露天駐車場の申請でございます。

12番 契約内容は使用貸借、借家住まいをしているが自己用住宅を持ちたく申請地を借り受けて住宅を建築したいという分家住宅の申請でございます、宅地と一体利用の申請でございます。

13番 契約内容は賃貸借、近隣で埋蔵文化財発掘調査を行うにあたり申請地を借り受けて仮設事務所および駐車場として使用したいという仮設事務所及び露天駐車場の申請でございます。こちらは一時転用の申請ですので、転用期間は令和8年5月22日から令和11年5月21日までの3年の申請でございます。

14番 契約内容は賃貸借、学生用の駐車場が不足しているため申請地を借り受けて使用したいという露天駐車場の申請でございます。

15番 契約内容は売買、借家住まいをしているが自己用住宅を持ちたく申請地を買い受けて住宅を建築したいという一般住宅の申請でございます。

16番 契約内容は使用貸借、借家住まいをしているが自己用住宅を持ちたく申請地を借り受けて

住宅を建築したいという一般住宅の申請でございます。

17番 契約内容は売買、申請地を買い受けて太陽光発電設備を設置し売電したいという太陽光発電設備設置用地の申請でございます。なお、こちらは用途指定区分がございまして、第1種住居地域でございます。

18番 契約内容は売買、申請地を買い受けて太陽光発電設備を設置し売電したいという太陽光発電設備設置用地の申請でございます。なお、こちらは用途指定区分がございまして、第1種住居地域でございます。

19番 契約内容は賃貸借、建設業を営んでいるが資材置場が不足しているため申請地を借り受けて使用したいという露天資材置場の申請でございます。

20番 契約内容は賃貸借、自動車販売業を営んでいるが車両置場として使用している申請地が農地法上の許可を得ていないことが判明したため是正したいという露天駐車場の申請でございまして、雑種地と一体利用の申請でございます。

21番 契約内容は使用貸借、実家住まいをしているが自己用住宅を持ちたく申請地を借り受けて使用したいという通路用地の申請でございまして、宅地と一体利用の申請でございます。

22番 契約内容は贈与、境内地及び通路用地として使用している申請地が農地法上の許可を得ていないことが判明したため是正したいという境内地及び通路用地の申請でございます。

23番 契約内容は賃貸借、産業廃棄物処理業を営んでいるが資材置場として使用している申請地が農地法上の許可を得ていないことが判明したため是正したいという露天資材置場及び覆土材置場の申請でございます。

24番 契約内容は売買、建築業を営んでいるが資材置場が不足しているため申請地を買い受けて使用したいという露天資材置場の申請でございます。

25番 契約内容は売買、借家住まいをしているが自己用住宅を持ちたく申請地を買い受けて住宅を建築したいという一般住宅の申請でございます。

26番 契約内容は売買、借家住まいをしているが自己用住宅を持ちたく申請地を買い受けて住宅を建築したいという一般住宅の申請でございます。

27番 契約内容は売買、建築業を営んでいるが駐車場及び資材置場が不足しているため申請地を買い受けて使用したいという露天駐車場及び露天資材置場の申請でございまして、雑種及び公衆用道路と一体利用の申請でございます。

28番 契約内容は売買、介護福祉業を営んでいるが既存施設の賃貸借契約期間満了に伴い申請地を買い受けて有料老人ホームを建築したいという介護施設の申請でございます。

29番 契約内容は売買、駐車場として使用している申請地が農地法上の許可を得ていないことが判明したため是正したいという露天駐車場の申請でございます。

30番 契約内容は売買、申請地を買い受けて太陽光発電設備を設置し売電したいという太陽光発

電設備設置用地の申請でございます。

31番 契約内容は売買、申請地を買い受けて太陽光発電設備を設置し売電したいという太陽光発電設備設置用地の申請でございます。

32番 契約内容は売買、隣接地の倉庫建築工事のため仮設事務所及び露天駐車場として申請地を借り受けて使用したいという仮設事務所及び露天駐車場の申請でございます。こちらは一時転用の申請ですので、転用期間は令和8年5月22日から令和10年5月21日までの2年の申請でございます。

33番 契約内容は売買、実家住まいをしているが自己用住宅を持ちたく申請地を買い受けて住宅を建築したいという一般住宅の申請でございます。なお、こちらは用途指定区分がございまして、第1種中高層住居専用住居地域でございます。

34番 契約内容は売買、自宅建設予定地に近接する申請地を買い受けて資材置場として使用したいという露天資材置場の申請でございます。なお、こちらは用途指定区分がございまして、第1種中高層住居専用地域でございます。

35番 契約内容は売買、自宅に隣接する申請地を買い受けて庭用地として使用したいという庭用地の申請でございます。なお、関連案件としまして議案書5ページ、議案第2号ナンバー2が提出されております。

36番 契約内容は使用貸借、実家住まいをしているが自己用住宅を持ちたく申請地を借り受けて住宅を建築したいという一般住宅の申請でございます。

37番 契約内容は売買、申請地を買い受けて太陽光発電設備を設置し売電したいという太陽光発電設備設置用地の申請でございまして、宅地と一体利用の申請でございます。

38番 契約内容は売買、申請地を買い受けて太陽光発電設備を設置し売電したいという太陽光発電設備設置用地の申請でございます。

以上、農地法第5条の規定による許可申請一括案件は、37件でございます。ご審議のほどよろしくお願いいたします。

○会長 はい。ただいま一括審議案件の説明がありました。

それでは、これより審議に入ります。皆さんから質問等ございましたらお願いいたします。

この中でナンバー30と37ですか。これ面積ね3000平米以上なんでね、皆さんがよろしければ、これ農業委員会ネットワーク機構に意見聴取するんですけども。これは雨水とかそういうんは地元の方分かりますかね。そういう心配は無いですか。

○22番飯野委員 この土地は10何年以上前から黒土採取していて、残土が運び込まれたりしていて色々問題があった土地だと承知してるんですけども、この土地も今回あの、太陽光の申請が何カ月も前にあったわけですけど、1回取下げたの再申請だと思うんですけども、できればそういう問題があった土地だったりするんで、かなりそういう意味で土地動かしたりつつうか、やっぱり地権者があの代償というか利益を収入があったと思うんですよね。そういう問題の土地で農地としてずっと

使われてなかった土地なんですけども、客観的に見ると見方によると非常に問題があった土地なんです、簡単に許可出来るかということも言えるかと思うんですけども。地元の人達も対抗出来たかなと思うような人達も居ると思うんですけども、その辺の見解はどうでしょうか。

○事務局 十文字の件ですね。

○会長 これ何年前頃資材置場にしたところなの。

○22番飯野委員 はっきりとは分かんないですけど、10年以上経ってると思います。

○会長 それでまたどっか違う所から。

○22番飯野委員 だから黒土採取でそういう問題があって、黒土採取も1メートル位なんですけども、それを3メートル、5メートルまで掘って、一時転用3年間で決まっているその間目一杯掘って土を動かしてるんですよ。

○会長 この譲渡人、十文字から倉渕の水沼なんだ。

○22番飯野委員 相続したんです。

○会長 だからこの譲渡人、なかなか管理が出来ないんだよ。

○22番飯野委員 もちろん管理出来ないんですよ。致し方ないんかもしれないけども。今まで指導してきたんですけども、それ以上に使われてきた、農地として使い道も無いと思うんですけども、正直な話ね。

○会長 このナンバー30の太陽光、これ小学校の下の方か。これ小学校が上なんかね、標高は。あ、これ小学校の方が低いのかこれ。

○事務局 この土地自体は、少し斜面になっていて上がっていったその先って感じでした。地形的には。2メートルくらい登ってくような感じでしたね。

○会長 今回申請するすぐ隣にパネルがあるの。

○事務局 はい、そうですね。

○会長 この業者。

○事務局 いや、そのあたりまでは。同じとは聞いてはいないんですけども。

○会長 排水関係は大丈夫かい。

○事務局 そうですね、雨水は敷地内で排水路を設けて集水桝に集水してから東側の道路側溝があるのでそちらに排水するっていう計画になってます。

○会長 きちっと排水関係がしてれば良いんだけど。またね、常設で色々質問が出るんで。

○22番飯野委員 開発指導課がもう随分と指導してたところなんですよね、もう何年も。

○20番西山委員 造成しなけりゃそのままパネルってわけにいかねえだんべ。ちょっと荒れてるんだいね。

○事務局 そうですね、盛土規制法の関係もあるんで造成しますね。

○会長 じゃあナンバー30と37いいかな、これ許可相当として。ネットワーク機構に意見聴取しても

よろしいでしょうか。

○全員 はい。

○会長 その他の案件についてはどうだろう。はい山田委員。

○12番山田委員 12番山田です。ナンバー12番なんですけども、分家住宅のところで今回申請が343平米、転用済みが106平米っていうことで、この扱いがどうなるのかなと思って、ちょっと詳しく教えていただきたいんですけども。お父さんがこの106平米で転用取ってますか。

○会長 はい、今の質問に対して。

○事務局 こちらにつきましては、許可日は昭和63年に農地転用許可済みってことで、目的は手元に資料が無いんですけども、許可済みの土地ってことでこちらを一体利用するって計画になってます。

○12番山田委員 じゃあ計画変更とかは無い感じですかね。

○事務局 そうですね。計画変更じゃなくて、こちらと一緒に許可を受け付けた。

○12番山田委員 地目変更もしないですもんね。

○事務局 そうですね、はい。

○12番山田委員 分かりました。

○会長 はい、他にございますでしょうか。なければナンバー30と37以外の案件についても許可相当としてよろしいでしょうか。

○全員 異議なし。

○会長 それでは許可相当とします。

続いて、議案第6号に移ります。

議案第6号 農用地利用集積等促進計画の要請について。

農用地利用集積等促進計画について、農地中間管理事業の推進に関する法律第18条第11項の規定に基づき、農地中間管理機構への要請をしてよいかを審議いたします。

それでは、事務局、説明をお願いします。

○農政課

議案第6号 農用地利用集積等促進計画の要請について。

農政課です。議案第6号 農用地利用集積等促進計画の要請についてご説明させていただきます。

別紙でお配りしてい冊子「農用地利用集積等促進計画（案）」と「農用地利用集積等促進計画（案）総括表」、「営農類型・主要農機具・家畜飼養状況一覧」をご用意ください。

今回の議案は、令和8年7月1日公告予定の農用地利用集積等促進計画となります。

お手元の「農用地利用集積等促進計画（案）総括表」、「営農類型・主要農機具・家畜飼養状況一覧」を御覧いただき、表紙を1枚おめくりください。まず、借手は97名、貸手は209名です。中間管理権が設定される面積は、地目、田の通年が242筆、33万1,527平米、地目、田の期間借地が56筆、

7万9,757平米。地目、畑の通年が83筆、10万5,556平米、地目、畑の期間借地が20筆、1万4,246平米。合計で401筆、53万1,086平米となっております。そのうち使用貸借で設定された筆数は266筆で、割合は66.3%となっております。

続いて、裏面を御覧ください。貸借期間別に見ますと10年未満の農用地について、田が237筆、34万5,703平米、畑が63筆、7万3,366平米、10年から15年未満の農用地について、田が61筆、6万5,581平米、畑が40筆、4万6,436平米となっております。

以上、簡単ではございますが、農用地利用集積等促進計画に関する説明を終わらせていただきます。ご審議のほど、よろしくお願いいたします。

○会長 ただいま事務局から説明がございました。

それではこれより審議に入ります。皆さんからね、この内容に関して何か質問等ございましたらお願いします。

この新町は0なんだけど、今農地どのくらい、無いのかな、どういう状況なんだい。

○農政課 新町にないことはないんですが。

○会長 新町に農業者はどのくらいいるん。

○農政課 基本的に新町が市街化区域になっているところがあると思うので、特に中間管理事業だと市街化区域は設定出来ないの、ただ例外として調整区域との狭間にあったりとかで、一体的に使うとかいう計画であれば一応市街化区域もあわせてっていう風には出来るんですけど、基本的に新町はそこまで設定はないと思うんですけど。

○会長 はいはい。まあね、10年未満の契約のね、年数が多いですよ。10年から15年、15年から20年、ま、法人でもなければそんな長い期間出来ないしね。こういう借り手がいるから耕作放棄地にならずにね、されるんで。こういう人がいないとまた困るんでね。

何もないかな。なければ要請しますが、よろしいでしょうか。

○全員 異議なし。

○会長 それでは、要請することといたします。

それでは、報告事項に移ります。では、係長、お願いします。

○事務局

報告第1号 農地法第4条第1項第7号の規定による転用届出受理について。

1番 転用目的は一般住宅、用途指定区分は第1種中高層住居地域、ほか4件、合計5件の4条届出につきまして書類審査を実施し、適法であったため、受理書を交付いたしました。

報告第2号 農地法第5条第1項第6号の規定による転用届出受理について。

1番 契約の内容は売買、転用目的は露天駐車場、用途指定区分は準住居地域、ほか20件、合計21件の5条届出につきまして書類審査を実施し、適法であったため、受理書を交付いたしました。

報告第3号 農地法第18条第6項の規定による通知について。

1 番 契約の内容は賃貸借、申請の理由は合意解約、ほか5件、合計6件の通知につきまして書類審査を実施し、適法であったため受理いたしました。

報告第4号 農地法第4条及び第5条の規定による転用許可専決処分について。

まず、最初の3件につきましては上から順に令和8年の2月総会、1月総会、3月総会において許可相当としていただいた案件ですが、開発許可の手続きの遅れにより転用許可がそれぞれ令和8年3月30日、令和8年4月8日、令和8年4月20日付けで調整されましたことをご報告申し上げます。4番目のナンバー1以降につきましては、先月の総会におきまして、許可相当としていただいた案件になります。4条申請8件、5条申請36件、合計44件につきまして他法令の確認も取れましたので、令和8年4月22日付で許可書を交付いたしました。

報告事項は以上でございます。

○会長 報告事項が終わりました。

その他ということで事務局何かありますか。よろしいでしょうか。大丈夫ですね。皆さんから何かございますでしょうか。

◎閉会の宣告

○会長 それでは、以上をもちまして第35回農業委員会総会を終了いたします。

ご苦労さまでした。

午後 3時24分 閉会